

グループホーム黒川契約書  
(認知症対応型共同生活介護)

(以下「利用者」といいます。)とグループホーム黒川(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間と更新)

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。

(認知症対応型共同生活介護計画の策定)

第3条 事業者は、次に掲げる事項を計画作成担当者に行わせます。

- ① 利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画の作成
- ② 作成した計画について、利用者およびその家族への説明
- ③ 必要に応じた計画の変更

(利用基準)

第4条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ グループホームの建物仕様が2階であり、利用者の自立歩行が可能なこと
- ⑥ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(認知症対応型共同生活介護サービスの内容)

第5条 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画に沿って、利用者に対して居室、食事、介護保険法令で定める必要な援助を提供します。また、計画が作成されるまでの間も、利用者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または、他の入居者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、車いすやベッドに胴体や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型

の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

（要介護認定の申請に係る援助）

第6条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

（サービス提供の記録）

第7条 事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

2 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に関するケースケア記録を作成し、契約終了後2年間保存します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する2項のケースケア記録を閲覧できます。

4 利用者は、利用者に関する2項のケースケア記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）

第8条 利用者は、サービスの対価として[契約書別紙]に定める料金を月ごとに合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を添付して、翌月10日までに利用者へ通知します。

3 利用者は、当月の料金の合計を翌月20日に口座引落として支払います。

4 事業者は、利用者から料金を受領したときは、利用者に対し領収書を発行します。

（退去の基準）

第9条 利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間をおいて）文書で通知することにより、この契約を解除できます。

2 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払が、正当な理由なく3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

② 利用者が医療機関への入院の必要が生じ、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または、2ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。

③ 認知症や身体的機能の低下が著しく重度になり、当ホームでの生活が困難になった場合。

④ 利用者の行動が他者の生活または、健康に重大な影響を及ぼす恐れがありかつ、通常の介護方法ではこれを防止することができないと判断した場合。

⑤ 常時、医療機関において治療が必要になった場合。

3 利用者が要介護認定の更新で非該当または要支援1と認定された場合は所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設へ入所した場合

② 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

(退所時の援助)

第10条 事業者は、契約が終了し利用者が退居する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退去後におかれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助をします。

(秘密保持)

第11条 事業者および事業に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を補償します。

但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

(連絡義務)

第13条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な措置を講じます。

(相談・苦情対応)

第14条 事業者は、利用者からの相談・苦情に対し、迅速に対応します。なお、グループホーム黒川には意見・苦情の窓口として「利用者相談委員会」が設置されています。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判所管)

第16条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず、訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審所管裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名 事業者

[事業者名] グループホーム黒川

住 所 胎内市下館1523番地

代表者氏名 くろかわ福祉会 グループホーム黒川

施設長 和田 恵子 ⑩

利用者

住 所

氏 名 ⑩

(代理人)

住 所

氏 名 ⑩

附則

(平成18年4月1日条例9条の2)

附則は③～⑤まで定めるものとし、この条例は平成22年11月20日より施行する。